

短期入所生活介護  
運営規程

社会福祉法人 すみれ福祉会  
短期入所生活介護 松が丘すみれ園

## 短期入所生活介護 松が丘すみれ園

### 短期入所生活介護事業・介護予防短期入所生活介護事業 運営規程

#### (事業所の目的)

**第1条** 社会福祉法人すみれ福祉会が開設する短期入所生活介護事業及び介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という）は、特別養護老人ホームで行う当事業に係る設備において在宅の要介護及び要支援の認定を受けた者に対し、短期入所により各種サービスの提供によって自立生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図ると共にその家族の精神的、肉体的な負担の軽減を図ることを目的とする。

#### (運営の方針)

**第2条** 当事業所の介護員等は、要介護及び要支援の認定を受けた者の身体的、精神的な状況判断に努め、個々人のニーズにあった介護を実施し、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

二 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

#### (事業所の名称、所在地)

**第3条** 短期入所生活介護 松が丘すみれ園  
兵庫県明石市松が丘北町 1074番地の1

#### (従業者の職種、員数及び職務内容)

**第4条** 施設に次の職員を置く。但し、指定介護福祉施設の職員と兼務するものとする。

- 一 管理者(施設長) 1人 (指定介護保険施設との兼務)  
施設の従事者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。
- 二 医師 1人 (指定介護保険施設との兼務)  
入所者の診療・健康管理及び保健衛生指導を行います。
- 三 生活相談員 1人以上 (指定介護保険施設との兼務)  
入所者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行います。
- 四 介護職員 31人以上 (指定介護保険施設との兼務)  
入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。
- 五 看護職員(看護師若しくは准看護師) 4人以上 (指定介護保険施設との兼務)  
入所者の保健衛生管理及び看護業務を行います。
- 六 管理栄養士 1人 (指定介護保険施設との兼務)  
食事の献立作成、栄養計算、入所者に対する栄養指導等を行います。
- 七 機能訓練指導員 1人以上 (指定介護保険施設との兼務)

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。

**(短期入所生活介護の利用定員)**

**第5条** 1日あたりの利用定員は20名とする。(1ユニット10名定員×2ユニット)

**(短期入所生活介護の提供方法、内容)**

**第6条** 介護の提供方法は、当施設居室および共用設備において、介護内容は次のとおりである。また、短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働省の定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その1～3割の額とする。

- |            |            |
|------------|------------|
| 1. 生活指導    | 5. 健康状態の確認 |
| 2. 日常動作訓練  | 6. 送迎      |
| 3. 介護サービス  | 7. 給食      |
| 4. 介護方法の指導 | 8. 入浴      |

**(利用料およびその他費用の額)**

**第7条** 利用料は介護報酬の告示上の額とする。

その他費用は、滞在費及び食費、利用者または家族等の希望により購入、利用した物品、**日常生活費(食事時以外に施設から提供する飲料費、50円/日)**、施術等の実費相当額とする。

**(通常の送迎の実施地域)**

**第8条** 通常の送迎の実施地域は、明石市(明石川より東側地域)、神戸市(西区の国道175号線より東側と垂水区の福田川より西側の間の地域)の区域とする。

**(記録の整備)**

**第9条** 施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

- 二. 施設は、入所者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとします。

**(緊急時における対応方法)**

**第10条** 事業を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに関係医療機関へ連絡するとともに、管理者に報告しなければならない。

**(衛生管理等)**

**第11条** 事業所は、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。また、事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 二. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレ

- び電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 三. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - 四. 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

#### (非常災害対策)

- 第12条** 防火管理の徹底を期し、もって火災、地震その他の災害による物的、人的被害を軽減し、防火管理者は常に管轄消防機関と連絡を密にし、非常災害対策に努めなければならない。
- 二. 事業所は、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

#### (高齢者虐待防止に関する事項)

- 第13条** 利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。
- 一. 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
  - 二. 虐待防止のための指針の整備
  - 三. 虐待を防止するための定期的な研修の実施
  - 四. 上記措置を適切に実施するための担当者の設置

#### (身体拘束)

- 第14条** 施設は身体拘束適正のため次の措置を講ずるものとする。
- 二. 身体的拘束適正化のための指針を整備
  - 三. 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的実施しその結果について従業者に周知徹底を図る。又職員に対する研修（年2回以上)をする。
  - 四. 入居者又は、他の入居者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむをえない場合(①切迫性②非代替性③一時性かつそれらの要件の確保等が極めて慎重に実施されているケースに限り)についてのみ身体的拘束等を行うことがある。
  - 五. 身体的拘束等が必要な場合は入居者又は家族に説明をし、同意を得なければならない
  - 六. その容態及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

#### (業務継続計画の策定等)

- 第15条** 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施すること、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 二. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 三. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第16条

1. 短期入所生活介護事業者は、職員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
  - 一. 採用時研修 採用後三ヶ月以内
  - 二. 継続研修 年二回
2. 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. この規程に定める事項のほか、運営に関する事項は社会福祉法人すみれ福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則                   この規程は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。  
                          この規定は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。  
                          この規定は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。